

長期休業一時預かり事業（Kids BASE）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人江和会（以下「江和会」という。）が開設する長期休業一時預かり事業（以下「事業所」という。）は、放課後児童健全育成事業に準じた事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が春、夏、冬の長期休業期間に労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業に準じた支援を行うものとする。

2 事業所は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該江和会が行う放課後児童健全育成事業に準じた運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 事業所は、事業計画を定め、その運営内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 前3項のほか、江和会は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」及び「江津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 Kids BASE（キッズベース）

(2) 所在地 島根県江津市和木町518-1番地

（職員の種類、員数及び職務の内容）

第4条 施設における職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 3名（常勤職員3名）

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

ア 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

イ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

ウ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

エ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

オ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。

キ その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

(2) 補助員 1名(常勤職員1名)

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日から8月16日まで及び12月29日から1月3日を除く。

(2) 開所時間

小学校の授業の休業日

春季休業、夏季休業、冬季休業

午前8時から午後6時まで

午後6時以降の延長は30分まで

2 事業所は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 安全指導

(2) 健康管理・衛生管理

(3) 遊びの指導

(4) 学び(学習)の機会の確保

(5) 生活指導(基本的生活習慣の習得の指導等)

(6) 保護者に対する子育て支援

(7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

(保護者が支払うべき額等)

第7条 施設が保護者から徴収する額(以下「保護者負担額」という。)は、次に掲げる額とする。

(1) 春季、夏季、冬季休業 年間利用料 35,000円(昼食、おやつ代含む)

) 期間限定での利用を希望される場合も、年間利用料を徴収。

(2) 延長利用料(午後6時~6時30分までの利用) 200円/日(おやつ代含む)

2 前項に規定する保護者負担額その他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

3 保護者負担額及び前項の実費は、事業所が指定する日に、原則として、口座振替の方法により納付するものとする。口座振替によりがたい場合は、事業所の指定する方法によるものとする。

4 保護者負担額及び第3項の実費の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(利用定員)

第 8 条 事業所の利用定員は、原則として 15 名とする。

(事業の実施地域)

第 9 条 事業の実施地域は、江津市内小学校区とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 児童及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 児童が欠席をする場合には、児童の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 児童又はその家族の感染症の発生により、他の児童への感染するおそれがあると認められた場合は、事業所は利用者に対して休所を命ずることができる。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 11 条 緊急時及び事故発生時における対応方法は、別に定める方法により対応するものとする。

2 支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した支援に関する児童及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとともに、児童・職員等に周知するものとする。

- 2 提供した支援に関し、児童及びその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

(1) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(2) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、支援提供中に、当該事業所職員又は児童の保護者による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所で協議のうえ保護者に周知するものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。